

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (二)

——一八七一年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

凡例

資料 (1)~(10) (以上第一五号)

(11)~(24) (以上本号)

- (11) 中村正兵衛対ルーカス・アンド・ウォーターズ
商会 (Lucas & Waters & Co.) (11)

再審

No 24 民事

被告の申請について

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月一九日

女王陛下の副領事にして領事代理の J・J・エンズリー (J. J. Enslie) 様の前で

H・S・J・ブラウン (H. S. J. Browne) 様

E・フィッシャー (E. Fischer) 様 } 補佐人

(斎藤多吉少佐官とトチダ ケンイチ氏)

中村正兵衛

対

ルーカス・アンド・ウォーターズ商会

の引渡し不足

一四九½ピクルの砂糖

原告はこの事件において、彼は代理人であつて本人ではないといふ抗弁についての再審を求めることを提案した。

J・ウォーターズは正式に宣誓した。私はルーカス・アンド・ウォーターズ商会の共同経営者である。対州商会に二四〇〇包の砂糖を我々は売った。売買が行われたのちに、売買された砂糖についての貸付について、対州の役人は自分たちではすることが不可能であるから、我々に協議してくれるように要請した。結局、対州の役人に代わつて香港上海銀行から我々は金員の貸付をうけることになった。対州の約束手形の期限が満期近くなつたときに、商人の中村正兵衛に砂糖を売却し、元金とすべての経費の支払を受け次第香港上海銀行の同意を得た上で砂糖を引渡すように対州の役人は我々に命令した。約束手形の満期日に、中村は全額の支払を行うことができず、内金として五〇〇〇両のみを支払つたのであつた。この金は銀行に手渡された。銀行は、全額の支払があるまでは部分的にでも砂糖を引渡すことはできないと拒否した。その結果さらに五〇〇〇両が中村によつて支払われたので、七五包差引いた砂糖の半分の引渡しに銀行は同意したのであつた。この七五包は利息および支圖払われるべき諸経費に対する担保として留置された。中村氏が対州の役人に借金を返済しようときまで留置することに中村氏

は同意した。

被告による尋問。五〇〇〇両の領収書の中村氏に与えた（文書表示A）。貸付が銀行によつて準備されたときに、対州の人たちは約束手形に署名を行ったし、私は署名するところを目撃した（文書表示B）。銀行よりルーカス・アンド・ウォーターズ商会あての手紙。第二の金額については私はいかなる受取も与えていない。中村氏が承知しているように、七五包少ない砂糖を受け取りに参つたときにいかなる受取も中村氏は要求しなかつた。七五包の砂糖の留置を中村氏が承知したときには、彼はそれが銀行のためになされたものであることを知つていた。この協定を、現に出廷している原告の代表社員（中村正兵衛）と私は締結した。中村がこのことについて銀行に赴いたかどうかは私の知るところではない。第二の支払が完了次第第一二五包の砂糖を引渡すことに銀行は合意した。アドリアン商会（Adrian & Co）に対し銀行は砂糖の引渡し命令を与えた（文書表示C）。私はこの命令を中村に与え、彼はこれをアドリアン商会にもつていった。この命令が一二五包の砂糖に対するものであることを中村は知つていた。

この証人に対する反対尋問を原告は辞退した。法廷に対して。いかなる日本人に対しても香港上海銀行は直

一〇月一九日の法廷は延期され、二〇日午前一〇時に開廷された。

資

中村正兵衛が再度召喚された。二度目の五〇〇〇両はウォーターズ氏に対して、私の使用人により与えられた。

カワベ・トウタロウ。この法廷に出廷している人は砂糖の件を話してきた男ではない。彼の名前を私に告げたのは中村正兵衛であった。ウォーターズ氏と砂糖に関する取り決めに彼は締結した。私とその男に会ったのは初めの頃である。この法廷でその男を、私は見つけることはできない。今出廷している男もまた中村正兵衛と名乗り、若主人であると言明した。

カワベ

太助、中村の使用人。ルーカス・アンド・ウォーターズ商会において、私はウォーターズ氏に最初の五〇〇〇両を与えた。

二度目は、銀行において、五〇〇〇両をルーカス氏に私は与え、カワベ氏および老人とともに、ルーカス氏のところへ私は出向いた。この老人も中村正兵衛であり、法廷にいる人の父親である。法廷にいる人は家長である。はっきり言って両者は対等である。仕事の上では法廷にいる人が主人である。

中村屋太助

以上で被告のための陳述を終える。

中村正兵衛は法廷に対して話しかけた。七五包の砂糖が引渡され、利息が支払われることを、私は再度要請する。三年前に私の父は引退した。その結果私の名前はカツヘイであるけれども、一般には中村正兵衛として私は知られているのである。

事実認定

追加された証拠によれば、この件において被告は代理人として行動したのであって、対州の人たちから原告への砂糖の売買の一件において、本人として行動したものではないことが明白となった。

判決

それゆえ法廷は最初の審問において与えられた判決を変更し、被告人らをサポートする判決を与える。

署名 J・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理
兵庫大阪英国領事館の印

我々は右の判決をサポートするものである。

署名 E・フィッシャー

署名 H・S・J・ブラウン

補佐人

(12) ムーリアン・ハイマン商会対 Th・M・ヒューイ
ット (Mourlyan Heimann & Co. vs Th. M.
Hewitt)
No 30 民事

女王陛下下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月二日

女王陛下下の副領事にして領事代理の J・J・エンスリー様の前で

N・ラモント (N. Lamont) セント・ローナ号

(St. Rona) の船長

J・ギリンガム (J. Gillingham)

ムーリアン・ハイマン商会

対

Th・M・ヒューイット、リバーフーン号

(Rivehoon) の船長

チャールズ・A・ハイマンは原告を代表して、正式に宣誓し

て陳述した。火曜日の朝、我々の事務所を被告は訪れて忠告に

従って保証書に署名しないと云った。この保証書に先日署名す

ることを約束しておきながら何を言っているのかと、私は彼に

尋ねた。しかしながら保証書に署名することは決してやらない

補佐人

司法救済

(13)

という結論に、被告は固執するのみであった。そこで被告が即座に保証書に署名を行うか、あるいは我々がすべての荷物をとって、被告が諸経費をすべて支払うかのいずれかしかないというは被告に告げた。はじめのうちは、保証書に署名もせず、我々が荷物を持ち去ることもできないと被告は言っていたのであるが、のちには、我々が荷物を持って行くことは即座にできると被告は我々に告げるに至った。しかしながら経費については何ものべることはしなかった。そこで事務所を出ていくようにと被告に言った上で、被告の代理人と我々は連絡をとりあうべきであると被告に告げたのであった。我々の事務所から被告が出ていくならば、船からたばこを我々が受け取るべしという契約が作成されたことはない、私ははっきり言わねばならない。さてそこで、被告の代理人に、保証書を同封した船荷証券を我々は提出した(文書表示 A)。そうすると船荷証券に署名をした上で保証書についての回答を被告は送付してきた(文書表示 B)。これに対して我々も返答を送った(文書表示 C)(文書表示 D)。被告に対して。保証書に署名することにあなたは同意した。

署名 チャールズ・A・ハイマン

ブラウン商会の L・R・ゴールドスマス (L. R. Goldsmith) は正式に宣誓して陳述した。提示された形式に従って保証書に

料 署名することにヒュースト船長は合意した。三つの保証書に署名することにはヒュースト船長は拒否した。被告によって与えられた合意が、原告をして積荷の船積みをさせる原因となつたと私は思う。

被告に対して。その時約束の変更については何も話さなかつた。四〇トンの積荷に対する保証書に署名することにあなたが同意したから、荷印に注意しつつ四〇トンの積荷の中味を確かめようとハイマン氏は言ったのである。

法廷に対して。次の朝になって保証書の形式について被告が異議を唱えたので、原告のところに行くように私は被告に言った。最初の保証書を被告は見ただけでも、それが彼が合意した保証書の形式であつた。法廷にある保証書が当初同意せられたものであると私は認める。

署名 L・R・ゴールドスミス

これで原告に対する陳述を終える。

Th・M・ヒューストは正式に宣誓した。しばらく前に、私の代理人(B社)を通じて、四〇トンのたばこを原告が船積みする場合に、万一くずがこの積荷に損害を与えたならば罰として用船料を失うということに私は同意したけれども、しかしくずよつてのみ損害がもつばら生じたということが証明される

べきなのであつて、この訴状において原告が主張するように、くずよつてたばこは損傷をうけることがないということを私が保証したということが証明されるべき対象ではなかつたのである。このことは不可能であつた。私の代理人によつて保証書の用紙が私に手渡されたときに、代理人はそれでよいかと私に尋ねたが、私はそれでよいと考えていたからそれで結構だと答へた。二つの言葉——「found」の位置にある「proved」と、「damage」の前に付け加えられた「solely」——を見落していたことが後になって判明したので、失うべきものを原告が何ももたないときに、用船料を失うという危険をなぜ私が冒さなければならぬのか私には理解できなかった。そして四〇トン以上のたばこを原告は船積みしたのであつた。ゴールドスミス氏とともに事務所を私が訪問した日には、二つの言葉を変更せずに保証書に私が署名をするかどうかということ、私には原告が尋ねたことは決してなかつた。その日私が同意した唯一の事柄は、古い四〇トンに対して作成された保証書に署名をすること、私を切り離さないということ、私の署名に対する証人として二人の人を用意するということ、私が希望しているということであつた。もとの用語に異議を唱えることを私があきらめることに当然同意したものと、原告が考えたのだと私

は推測する。しかしながら原告がのべるごとく保証書に署名することにその日私が合意したのであれば、なぜそのときに私に署名させなかったのであろうか。たばこの梱包にすべて彼らは印をつけ、計量し、そして四〇〇トンの荷物をつくるために要求されるものをすぐにつくり出すことを彼らはやることができたのであった。訴状に対する私の答弁においてのべているように、事務所に再度私が訪問して変更なしで保証書に署名することはできないと告げたときに、たばこを岸に再びおろしたいということ以外に、さらに私に言うことはなにもないと原告は言った。たばこを岸から取りあげることに要した費用を私が支払っていたので、原告は費用については全くふれなかった。

原告に対して。月曜日にあなたの事務所で、保証書に修正を加えることを拒否するとあなたははっきり言った。そのとき私が署名するように依頼をうけたものは、もとの保証書であるとは考えなかった。もし変更がなされたならば、正副三通からなる証書に署名しようとして私は同意したのであった。変更せずにもとの証書に署名することには私は同意していなかった。いかなる他の保証書ももっていないとあなたが言ったということは、私の記憶にはない。保証書なしで、いかなる積荷であろうと船積みすることをあなたは拒否した。火曜日にあなたの事務所を

出てから代理人の事務所に行つて、それから私は乗船した。その際、ゴールドスミス氏にたばこについて何事をも言ったことはない。提示された船荷証券に私は署名をした。船荷証券に署名して下さいとゴールドスミス氏は私に言ったように私は思う。

法廷に対して。ハドソンM商会 (Hudson M & Co) に行くために私は横浜に出かけた。ここでハドソンM商会によって私の代理人は任命された。私に対して私の代理人が最初に証書を示したときに、私はそれに同意した。しかしながら私の側に必要な変更には気がないという見落しがあったのである。私が同意したために原告は船積みを通行したのではないかと私は推測する。しかしながら時をおかずに私は異議を唱えるに至った。

船荷証券が提示されたがその際、変更された保証書のもとの船荷証券の提示であると私が推断したので、船荷証券に私は署名したのであった。船荷証券に私は署名をしたし、そしていかなる保証書にも署名することに反対するといふのではなくて、もとの保証書に署名することを私は拒否したのであった。

法廷を通じて原告に対して。あなたが変更同意するだろうと全く期待していたので、たばこの持ち出しを遅延させないために、変更について話し合おうとあなたの事務所を私は訪問したのであった。

料 法廷に対して。私は全く自信がないが、もとの保証書を私が

意図しているという印象のもとに原告があつたのではないかと恐れる。もとの保証書に私が署名しないならば原告は多分たば

資 こを持ち出そうとするのではないかと私は予期していた。私が

保証書に署名するという印象のもとにあなたがあつたと私は考えたのである。

署名 トーマス・M・ヒューイット

これで被告のための陳述を打ち切る。

事実認定

かつては被告が保証書——この写しは今法廷にある——に署名することに同意したこと、およびそれは原告が荷物を船積みするという条件でなされたものであることを、法廷にある証拠は明白に証明している。

判決

もとの保証書に署名するために作成された契約に被告は拘束されるべきであるとな廷は判決し、そしてこの契約は履行されるべしと今や法廷は命ずるものである。訴訟費用は被告の負担とする。

この訴訟の費用は二〇ドルである。

署名 ジェームス・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

我々はこの判決に同意する。

署名 N・ラモント

署名 J・ギリンガム

補佐人

(13) 長尾茂平その他対 J・H・ウィグナル

(J. H. Wignall) (11)

民事

再審

№6 一〇頁をみよ。

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月二五日

長尾茂平その他対 J・H・ウィグナル

女王陛下の副領事にして領事代理の J・J・エンズリー様の

前で

日本政府の代理人は、斎藤多吉少佐官

原告の訴訟の継続

召喚された長尾茂平の陳述。ずっと以前に件の船を手に入れたかったので私は金をもっていった。しかし私に船の所有権を与

えるかわりに、いくつかの機械をウィグナル氏が捜したので、それゆゑ蒸気船を私に手に入れることができなかつた。四月二四日に残金(八一 $\frac{1}{4}$ 兩あるいは八四ドル二五セント)を私にもつていったが、ボートを手に入れることはできなかったし、その上台風のせいで多額の出費を余儀なくさせられた。契約では新しい機関を使うことになってしたが、使用された材料は多くの箇所古いものである。すなわち煙突と管のいくつかは古かつた。急いでいたのでこれらの器具の変更については全く触れなかつた。ウィグナル氏に四五〇〇ドルを私は支払つた。今や汽罐には鉄の管がつけられており、イギリスから合金の管が到着したならばこれととりかえるということにウィグナル氏は合意したのであつた(合意書が作成された)。請求された損失は二二日間かけて生み出されたものである(一〇月一三日から四月二六日まで)。

証人の反対尋問を被告は辞退した。

法廷に対して。一月五日に被告のもとへ蒸気船を運んだということを私は以前言明した。九月三〇日に第二の更新された契約は作成された。これによれば蒸気船は四〇日の間に、あるいは一〇月一二日までに整備されているということになつていく。その日付までにはなにも機関の整備がなされなかつたの

と、港が危険であつたので蒸気船は完成していたけれども、私は船を周航させなかつたのであつた。蒸気船の完成についてウィグナル氏と日本人の通訳に私はしばしば話しかけ、さらに機関の未完成について尋ねた。最初の試験は四月一五日に、第二回目は四月一七日に、第三回目は四月二六日に実行された。

署名 長尾茂平

春木藤治郎——阿波の船大工——は真実を語るべく警告された。私は兵庫と阿波に居住している船大工である。阿波で私は蒸気船を建造した。この蒸気船を七月一日から六〇日間で作ることを私は契約した。機械が整備されたかどうかを問合わせる手紙を私は兵庫に送つた。けれども何の返事もなかつたので船を港に繋いでおくのは危険であつたからこの蒸気船を送らなかつたのである。機関はまだ未整備であるが二〇日のうちには整備が完了するという知らせが兵庫から届いたので蒸気船は閏月の一〇月八日に回航されたのである。私は蒸気船を六〇日で完成した。機関の取りつけが必要であつたから内部はもちろん未完成であつた。私はこの船に乗ってきたのではない。

被告に対して。機関が未完成であつたので、船を兵庫港に繋留しつづけることは大変な費用を要したのであつた。船が完成したときに私はアマゴロヤ・イエザイモンに船を引渡した。本

料 当はアマゴロヤ・イエザイモンが契約を結んだのであった。私はただ仕事を遂行したにすぎない。イエザイモンは船大工であつてこの仕事における私の主人である。私は仕事の契約をアマゴロヤ・イエザイモンと結んだにすぎない。

署名 春木 藤治郎

これで原告のための陳述を打ち切る。法廷による質問に対し、原告側のために出廷した役人は付け加えるべき証拠は一切ないと言明した。

午後二時まで休廷。

午後二時より再開。

八月九日の審問におけるJ・H・ウィグナルによる証言が朗読された。

J・H・ウィグナルが召喚され正式に宣誓した。蒸気船を持ち逃げする企みが発生する前に、機関のいかなる部分も私は取り去らなかつたし、彼らが金を支払うのであればもとの状態にもどそうと私は提案したのであった。私は支払のために三日の猶予を彼らに与えた。私の構内とは別のところに蒸気船は停泊していたが、台風の来襲により私の構内に船は繫留されたのであつた。この蒸気船に私が設定しうる留置権についての議論はしばらく措くとしても、先に手入れをしなければこの蒸気船の

所有者は私の構内から船を持ち出すことは不可能であつた。船の修理作業を彼らが開始するのを見たときに、占拠されている私の土地の賃借料を彼らが支払うべき責任があると私は彼らに警告した。よろしいと彼らは返答した。私は手紙でも彼らに告知した。二回にわたつて私は彼らに手紙を認めた(二度目の手紙の写しは法廷にもちこまれている)。最初の手紙の写しの作成も可能である。この手紙の日付は七月一二日であつたと私は思う。船の所有者は私の配下ではない職人を雇用した。大体一〇人から一五人くらいが作業をしていた。船の所有者は作業をしている男たちのために仮小屋を建てた。この仮小屋は私の土地の上に建てられた。そこで職人たちは飯をつくりまた宿泊もした。最近職人たちは仕事をはなれた。前回の審問のあとから職人たちは働いていた。小屋はまだ部分的には建つたままである。

この証人の尋問を原告は辞退した。

法廷に対して。以前に阿波の人間が蒸気船を持ち逃げしよう(4)と企てたことがあつたので、監視人に対してこの蒸気船の所有者が、汽罐を焚く準備をしないように注意深く監視を続けるように私は命令した。ある朝午前二時ごろ監視人が私を起こして、件の日本人が錨をあげているが、船の運行を彼らに許可したの

かどうかと私に尋ねてきた。私の監視人に「許可していない」と答えてから、船上行つて彼らに再び錨の鎖を繰出せと言つた。最初の契約はこの人と結んだがしかし、のちになつて別の人に移転したので、最初の蒸汽船の盗みとこの人とは現実にはなんの関係もないのであつた。台風が過ぎてからおよそ三日ぐらゐしてから船の修理を彼らは開始したと私は思う。台風がきてから後の船の修理についてはいかなる連絡も私にはなかつた。彼らが実際に仕事にとりかかるまでは、船の修理をやるうとしてゐるということ私は全然知らなかつた。作業小屋の設置について私にはなにも言わなかつた。修理作業を彼らが始めてから二、三日後に占拠されている私の敷地の借地料をとりたいという意向を私は伝えた。作業小屋に出かけて彼らに会うと、「よろしい」と彼らは返答した。そこで私は、常時船の管理をしてゐる人物に会つた。船は今や進水の準備が整つてゐる。約二〇日前に修理は完了した。それはちょうど私が横浜へ行く直前であつた。今は船上には作業員は一人もいない。作業小屋が今使用中であるとは思わない。船が盗まれようとした日の翌早朝、約束どおりに金を支払おうという申し入れは決してなかつた。(42)

ウィグナル氏の番頭である栄三郎は真実を語るように警告された。船を持ち逃げするという企てに先立ち、金銭勘定につい

ての議論は全くなかつた。船の蒸汽を焚く二、三日前に現実の勘定を減額することを罰金として要求してゐるので、約八〇両の差引残高があるということを件の日本人に伝えたのであつた。

H・マイルズ (H. Miles) は正式に宣誓した。私はウィグナル氏の帳簿係である。船を持ち去ることを企てる前に、件の日本人は残金を支払うことを度々約束してゐた。罰金あるいは反対請求について件の日本人が話題にしたということは全くなかつた。ウィグナル氏の敷地内に件の日本人が作業小屋を建てて、台風が来襲して以来船で作業をしてゐたということを知つてゐる。敷地の使用料として何がしかの金銭を支払へといふことは、口頭および文書の双方によつて件の日本人たちは正式に告知されてゐたことを私は知つてゐる。

法廷に対して。通例支払は私に対してなされる。当該蒸汽船の支払の大部分は私の手を通じてなされたし、私が領収書を書いた。すべての支払に対する領収書に私が署名をなしたかどうかは私の記憶するところではない。

署名 ヘンリー・マイルズ

一八七一年一〇月二六日

これは長尾茂平その他が昨年八月丁・H・ウィグナルを相

料 手取って最初にひきおこした訴訟の被告の申立における再審で

ある。

資 契約で明記された期間内に、契約による作業を被告が完了させることができないのであるから、船の到着を延期せしめたという趣旨の長尾茂平の言明は、被告が契約違反を犯そうという意図を立証する証拠がほとんどないということによっては支持されないので承認し難い。他方において所有者による蒸汽船の遅延は、機関および汽罐の備え付けの遅延の直接の原因であったというのが、当法廷の見解である。

原告によって追加された唯一の証拠は鉄の管と合金の管との相違についての請求を支持する記録であり、これによって現在の管を契約上の管に被告はとりかえねばならない。

判決

それゆえ八月一〇日に与えられた判決を当法廷は確認し、さらに契約により支払われるべき残金の当法廷への払い込みと同時に、当該蒸汽船は原告に引渡されるべしと判決する。

また鉄の管にかえて契約で明記せられた品質の管に被告はとりかえ、さらに五〇〇ドルがこの取替作業の完了まで当法廷に保管されることを判決する。

被告による反訴は当法廷の管轄外の事項である。

署名 ジェームス・J・エンズリー判事

(14) Ah・ブーン・ブラックスマイス対A・ロス

(Ah Boon Blacksmith vs A. Ross)

No 32民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月一日

Ah・ブーン・ブラックスマイス対A・ロス

一六ドルの賃金支払請求

認容

署名 ジェームス・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(15) Ah・ホー (Ah Ho) 機関士対A・ロス

No 33

一六ドルの賃金支払の請求

認容

署名 ジェームス・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(16) Ah・コー (Ah Koh) 機関士対 A・ロス

一六ドルの賃金支払請求

認容

署名 ジェームス・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(17) Ah・ルーン・コペーミス (Ah Loon

Coppersmith) 対 A・ロス

No 35

一二ドル一三セントの賃金支払請求

認容

署名 ジェームス・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(18) Ah・チャップ・スチュワード (Ah Chup

Steward) 対 A・ロス

No 36

一〇ドル二五セントの賃金支払請求

認容

署名 ジェームス・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(19) L・エイプリル対 E・S・マシューズ

(L Avril vs E. S. Matthews)

No 18 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月一日

女王陛下の副領事にして領事代理の J・J・エンズリー様の
前で

L・エイプリル対 E・S・マシューズ

世話仕事の礼金としての九七ドル五〇セント

請求を認容するか否かとの間に被告は「否」と答えた。

L・エイプリルは正式に宣誓した。私は原告のために働いた
のであるから、私の労働に対して報酬を支払うように頼んだ。
被告が病気で寝込んでいたときに私が被告の介護をしたという

料

資

ことを証明できる人は数人いる。ひとつのドレスは被告に返却し、もうひとつはまだ私がつけている（このドレスは法廷に提示された）。このドレスの制作についてはなんらの支払も受けていない。マシューズ夫人のために、私は夫人の提供した材料を使用して、メリノ毛糸のカーテンを縫い上げた。頭飾りは私がマシューズ夫人に売ったものである。小さいブルドックはマシューズ夫人の依頼によるものである。

被告は証人の反対尋問を辞退した。

署名 レイマー・エイブリル

二日の午前一〇時まで休廷となった。

J・ハリス (J. Harris) 医師は正式に宣誓した。エイブリル夫人にマシューズ夫人を看てくれと言って私が呼ばれたのは四月三日のことであつたと思う。私は三回往診したが、そのときいずれもエイブリル夫人と彼女の部屋で会つた。マシューズ夫人に紹介された時以外には、エイブリル夫人をマシューズ夫人の部屋で見かけたことはなかつた。往診の都度兼その他のことについて、私はエイブリル夫人のすべきことについて彼女に教えた。私は確か五回以上は往診しなかつた。マシューズ夫人は完全には回復しなかつたけれども、その後再び私は往診することとはなかつた。どのくらいの期間エイブリル夫人がマシュー

ズ夫人の面倒を見ていたかは私は知らない。

E・S・マシューズは正式に宣誓した。下宿人として私は原告の家へ行き、私のまかないに対して原告に金を支払つた。彼女は私の針仕事をとりあげて自分ですと言ひ張つた。私は、エイブリル夫人は淑女であつて友人であつたと思う。エイブリル夫人が病氣のときには、私は彼女の脚を洗つてあげた。そのときは彼女の夫もまた病氣をしていた。私たちの双方のため、エイブリル夫人はアメリカ人とドイツ人の医師のところへ往診を頼みに行つたのであつた。エイブリル夫人はなにがしかの食物を私に持つてきてくれた。エイブリル夫人に私の面倒をみてくれと頼んだことはない。私自身の家で今病氣の夫人を抱えているならばその人を看護をしようとも、法廷に病人をひっぱり出そうとは私なら思わない。エイブリル夫人は一晚私の部屋にいた。エイブリル夫人は私の面倒をみることを頼まれはしなかつたというのを、私は立証することができる。この事実を証明することを警察官もみんなも望んでいる。

原告による反対尋問。私は彼女の家に下宿して、下宿代も支払つていた。五ドルを支払つた。ただし私が家の世話をして台所の面倒をみていた一日は除いた分である。一〇時から一時頃までエイブリル夫人が私と一緒にいた一晚をのぞいて私は彼

女に会わなかった。私の具合を心配してくれた人々の悪口を夫人は言った。これを証明する善良な紳士の用意が私にはある。エイブリル夫人は一晚だけ私の面倒をみただけであつて、さらに今までにこの紳士の部屋からエイブリル夫人が一晚中出ていかなかったことがあるとこの紳士が言ったので、翌朝エイブリル夫人は怒つたのであつた。そのとき限られた時間だけエイブリル夫人は私と一緒に睡眠をとつた。私がエイブリル夫人を雇つたのであればその分についての賃金を彼女は請求できるだけである。しかも私はエイブリル夫人を雇つたわけではない。一日につき六ドルという金額は、町で一番立派な判事が得ているよりも大きい金額である。

署名 E・S・M

L・エイブリルは被告の召使いではないとのべた上で、なさぬれた労働に対する支払を要求して法廷に話しかけた。また二ヶ月半にわたつてエイブリルは被告の髪の手入れをしたと言明した。

事実認定

原告が二日間、昼夜にわたつて被告の面倒をみたということとを証明するものはなにもない。しかしながら体の具合が悪いときに、何がしかの手伝いをエイブリルがしてあげたというこ

とは、ハリス医師の証言によつて証明される。このような場合において前もつて懇願されることなく、そのような手助けが同居している人に提供されたのであれば、それは親切と隣人的感情の証明なのであつて、それに対して金銭でもつて埋合わせをするということは、不適切な返礼であると言わねばならない。他方このような奉仕の価値というものは、善良かつ慈善的行為がなされたとひろく認められる以外の返礼を許すものではないのである。法廷に提出された訴状の細目は、最初から請求されたものとして法的に有効であらねばならない。

判決

それゆえ法廷は、被告は原告に三一ドル五〇セントを支払うべしと判決する。

訴訟費用は被告が負担し三ドルである。

署名 J・J・エンスリー

女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事

兵庫大阪英國領事館の印

(20) W・ロバーツ (W. Roberts) 対 J・H・ウィ

グナル

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月十五日

資 W・ロバート

対 J・H・ウィグナル } 四〇五ドル九一セントの賃金支払請求

女王陛下の副領事にして領事代理の J・J・エンスリー様の
前で

請求は認容された。

早急な支払を懇願する原告からのさらに付加された返答にも
とついで、この訴訟は法廷の審議にかけられた。

被告の財産である一隻のランチの差押えを裁判所は八日間猶
予した。

署名 ジェームス・J・エンスリー

兵庫大阪英国領事館の印

(21) A・モリス対 D・ハーマン

(A. Morris vs D. Harman) (1)

(48)

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月十七日

女王陛下の副領事にして領事代理の J・J・エンスリー様の

前で

A・モリス

対 D・ハーマン } まかない代と下宿代の残額四三ドル。

被告は請求を認容するかとの質問に、請求を認容せずと返答
した。

原告の代理人である F・クルッチリー (F. Cruchley) は、
何も言うべきことはないが、被告の署名のある約束手形を提出
するとのべた。

被告は正式に宣誓した。法廷に提出された約束手形には私の
署名がある。私の判断ではウィグナル氏は A・モリスに金を支
払った。この金額は一〇ドルであると私は思う。

支払についてウィグナル氏が原告を満足させようのであれ
ば、一〇ドルは護歩すると原告の代理人は言明した。

判 決

被告は三三三ドルになる約束手形の残高を支払うべし。あわせ
て訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟費用は三三ドルである。

署名 ジェームス・J・エンズリー

女王陛下下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(22) F・H・ランダース対J・ウッテン

(F. H. Landers vs J. Wootten)

No.41民事

女王陛下下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一月二八日

F・H・ランダース

対

J・ウッテン

業務の手数料八〇ドル

女王陛下下の副領事にして領事代理のJ・J・エンズリー様の
前で

F・H・ランダースは正式に宣誓した。八月一六日にスルー
ズ (Shoos) 氏とともに被告は私のところにやってきて、クル
ッチリー氏によって被告を相手取って提起された弁護士料をめぐ
る訴訟の弁護士人になってくれなにかと私に依頼した(文書表示
Aを参照)。これは私の職権である。問題となっている手数料
はやや高いと私は思うけれども、ウッテン氏に対してあなたが

(49)

この金額の手数料の支払に同意したのであれば支払わねばなら
ないと話した。予約の先払いとして支払われた弁護士料のうち
五〇ドルは減額させることができるかと私は考えたのであり、一
方被告はこの五〇ドルを総額の二〇パーセントにあたる回復で
あるとみなしたのであった。法廷に出廷しているクルッチリー
氏と私が話し合うことによって、この件を示談にするようにし
てはどうかとの助言を私が被告に与えた結果、今回の件を示談
にするようにクルッチリー氏に依頼することを私が引き受ける
ことになった。しかしこれは不首尾に終わった。ウッテン氏が
私のところにやってきた日に、申立書をよく見たところ期間が
満了となっていることを私は発見した。そこで、許されている
期間の延長を私は申請した。のちになってこの件は領事の面前
で審理され、結果として被告に不利な判決が下された。その後
ウッテン氏に私は弁護士料を記した覚書を手渡した(文書表示
B)。私の番頭をしばしば被告のところへ行ったが、その際に常に
罵倒されるので、番頭は被告のところへ行くのをこわがった。
二五ドルの予約料と可能な限り割引いた残金を被告は支払わね
ばならなくなるだろうと、私が被告に通知したことを除いては、
手数料についての合意はなんら実ることはなかった。
被告による尋問。帳簿に手をのばすことを私は思いついた。

料

そこには、通常の訴訟の費用を記していたわけではなく、訴訟費用の等級表を私は記していたのであった(当事者から当事者へ)。「それが私の費用である」とあなたに言った覚えはない。

法廷による尋問。枢密院令に規定されている手数料に、私はさりげなく言及したのであった。

署名 F・H・ランダース

アメリカ市民であるCh・スルーズは正式に宣誓した。原告に對して、被告をあなた(原告)に紹介したことを私は忘れてはいない。そのときクルッチリー氏との間のもめごとを被告があなたに話した。ウッテン氏は高額の手数料についてなにごとかを話していた。あなたはまず権限がほしいと言った。そこでクルッチリー氏が提示した手数料について被告が説明を加えると、あなたは法律書に従えばその手数料は高すぎると言った。あなたはイギリス法に従えば二五ドルか三〇ドル以上の手数料をクルッチリー氏が要求することはできないと言った。そのときあなたは紙に何事かを記したが、それがなんであったかは私は知らない。我々は二日後にあなたの事務所を訪れたが、あなたは二五ドルの手数料についてのべた。被告はこれを拒否した。そして現在一銭も支払うつもりはないし、何事もなされていなくときにはまず着手することがむしろ重要なことであると考えて

いるとウッテン氏は言った。被告は全部で三五ドル以上を支払うことまでは予期していなかった。

証人の反対尋問を被告は辞退した。

法廷に對して。被告は、合計して三五ドル以上を原告に支払うことまでは予期していなかったと言明した。私はなんらかの返答を原告がなしたかどうかということについては関知しない。

署名 Ch・スルーズ

J・ウッテンは正式に宣誓してのべた。私は今回の件で原告に会いに行き、訴訟の弁護士になってくれと依頼した。そのとき原告は、一冊の本に手をのばしてこれを手に取り、手数料がどのようになるかということを私に指摘した。原告は一片の紙に手数料を書き記してから、それを合計するように私に与えた。それを合計してみると、手数料が三五ドルを少し超過していることに私は気付いた。私は、この金額が原告に支払うべき手数料の総額であるかどうかと原告に尋ねた。原告は「そうだ」と答えたので、私はもちろん同意することになったのであった。一日か二日たってから原告は二五ドルの手形を私に送ってきた。スルーズ氏と一緒に、私は原告に会いに出かけた。そこで私は二五ドルは支払わない、合計して三五ドルだけを支払

うつもりである、これはあまりにひどすぎると原告に言った。私は、原告が訴訟を続けようと続けまいと原告が自分自身を満足させるのはかまわないと言った。

原告に対して。提出された記録を承認する (文書表示 C)。あなたは手数料の総額を一冊の本からひき出した。あなたが二五ドルを私に要求したときに、私は支払わないと言った。私は二五ドルの支払は拒否したけれども、しかし私は正直なイギリス人であるから、事件が落着いたのちには正当な手数料をいくらであろうとも支払うつもりであると私は言ったのであった。法廷に対して。三五ドルの金額の細目がなんであったのかは覚えていない。クルッチリー氏が私に送ってきた請求書の金額は一二〇ドルである。

署名 J・ウッテン
事実認定

一二〇ドルの金銭をめぐって被告に対して提起された訴訟において、被告の代理人として原告によって遂行された業務の手数料の支払をうけるために、本訴訟は提起された。特別な権限のもとで被告のもめごとのために、被告を代理している原告に、三五ドルまでは返済するという約束を被告がそこにおいて確認したところの合意の存在を被告は認めた。

高等法院によって作成された手数料についての規則が、本訴訟において一定の立場を占めている原告に適用されるのであれば、裁判所の費用も含めて二五ドルを超えないかなる金額も、本訴訟において請求されえないということは、高等法院の手数料についての規則によって明白である。

判決

それゆえ、合意に従った金額の手数料の支払義務だけが被告にあることを当法廷は判決する。訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームス・J・エンズリー
女王陛下の副領事にして領事代理兼
判事
兵庫大阪英國領事館の印

(23) 柴屋平兵衛対 F・H・ランダース

No. 48 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年二月一九日

柴屋平兵衛

対

F・H・ランダース

合計六〇両になる二ヶ月分 (日本暦) の
地代

Ｊ・Ｊ・エンスリー様の前で

被告。請求された金額は不正確であるので私は認容しない。

またこの訴訟は公式的なものでないがゆえに、当法廷が訴を却下されんことを私はお願いするものである。五ヶ月分の地代が支払われるべきであるとすれば、私に返答する機会を与え

資

る申立書によって、真実が公にされるべきであった。

貸借契約の英語と日本語の翻訳文中の地代の期間については相違のあることが発見されたので、提起された異議を考慮するために午後二時まで休廷となった。

被告は尋問をうけた際に、自分の申請を支持するために地代は前金で毎月常に支払われてきたと言明した。原告はこれについて事実であることを認めた。

午後二時からの訴訟の再開にあたって。

日本暦の十一月の末日に至るまでの四ヶ月分の地代は八〇両になるが、八〇両以上の多額の金額については原告は決して訴訟を提起することができなかったのであるから、最初の出廷命令のもとで訴訟は提起されていると当法廷は判決する。さらに現在の請求は九月一九日の日付となっており、友好的な和解をすすめる法廷の努力がなんらの効果もないということがわかったのであるから、最初に記録された本請求が今や法廷に提起さ

れたのである。

柴屋平兵衛。最初に領事館に請求が提起されたときには支払うべき地代の残高は六〇両であったのであり、私はこの六〇両を請求している。

被告に対して。被告が住んでいる家のすぐ前の土地は私が所有している。裏手の土地は助三郎のものである。私は税関に行つてそこで契約を締結した。家の前の土地に建物を建てないことについては何事も話さなかった。契約書の英訳文が私に対して示されたかどうか記憶にはないが、契約の大意は伝えられた。そして私の所有する家の前の土地の問題の一部に、いかなる建物も私が建てることのできないということは暗黙の了解事項であった。私は私のものである土地の割当については被告になにも話さなかった。

署名 柴屋平兵衛

F・H・ランダースは正式に宣誓して言明した。四月ごろに前金で月々二〇両を土地所有者に支払う約束で、ウォルワース(Walworth) 商会から本件の家を引き継いだ。そのとき、本件の土地には空地があり、それを越えたところに港の景観を遮ることはないけれども小さい納屋があった。私はこの小屋の移動についてウォルワース商会と話し合いをもった。件の日本人

とウォルワース商会も何回かの会合を重ねた。その結果件の日本人は納屋を動かそうという約束をした。五月二五日に私は賃貸借契約を締結した。私は、私の番頭によって契約書は件の日本人に読みあげられたと思うが、ただし運上所で契約書は読みあげられたと私は確信している。この契約は五月三一日に承認された。しばらくすると件の日本人が、本件土地に建物を建てることを許してほしいと私に頼み込んできた。しかし私はこれを拒否した。七月になって私の隣家の戸を私が乱暴に蹴ったというところで、私に対する暴行についての告訴があった。この告訴は却下された。証言の真中あたりで、原告は証人としての資格ではなしに前に進み出て、賃貸借契約が破棄されるように依頼した。毎月の賃料は支払われていたから、私は四月に家を所有するや、家を転賃した。地主は一月分の賃料が未払いであるとの不満をのべているが、私自身は支払済であると得心している。地主は家を出ていくようくり返し私に要求したが、私はこれを拒否した。私は、七月三一日までは、前金で毎月賃料を地主に支払った。八月一四日に領事館を通じて、私の本件土地に建物を建てることを中止するように嘆願する手紙を運上所に差出した。八月二五日に私は領事宛に手紙を書いた。地主および運上所と何回か会談を持って、そこで何故賃料の支払を私

が拒否しているかということを彼らに言明した。最後の話合が持たれたのは一月三日であった。七月七日に台風がきてから、賃貸借契約によって地主が修理を施さなければならぬ戸や家の損傷箇所を地主に示した。今日に至るまで地主はなにもしていない。倉庫の壁はすべて崩れ落ちていた。二階の屋根は防水ではない、要するに水をどんどん通すのである。私はこのことを地主に指摘し、その結果地主は改善を約束したが、未だこの約束は実行されていない。

法廷に対して。前の土地に建物を建てることを許可してほしいと頼んだものが出廷していたかどうかは私の記憶にはない。

署名 フレッド・H・ランダース

福田、被告に雇われている召使。運上所へ行く前に原告に英文の契約書の説明をしたことを記憶している。原告は意味を了解した。台風が襲来して以来、家の損傷がひどくて修理を必要としているということを被告が原告に言っていたことを憶えている。家は以前と同様の状態にある。二階の天井の張紙ははがれ落ちており、漆喰塗の壁も同様の有様になっている。浴室の漆喰の壁は水を吸収してはがれて落ちてしまった。原告に損傷を修理するように二、三回頼んだことを覚えていた。原告が問題の家の前に家を建てたので、あなたは地代を払うことを拒否

料 したのであって、このことを原告に伝えている。

法廷に対して。原告は、家が建てられている土地は私のものではないと言った。契約がつくられたときには、所論の土地全体が原告のものではなかったのであった。しかし契約書においてはあなたもそうであるかのように、原告は契約書を作成したのであった。

署名 福田佑三郎

鈴木、被告の使用人。家が損傷したので私の主人は地代の支払を拒否した。前の土地に原告は家を建てることができないと、あなたは原告に言った。はい、修理が家に施されねばならないと私は言いました。壁と漆喰はあまりいいものではない。

署名 鈴木為三

事実認定

被告によって使用されている家の前の土地すべてが、原告の所有になるかどうかということを証明する証拠は全くない。また契約の中で空地についてはのめかされていたり、縦四間と横二間の建物が建てられたということを証明するものはなにもない。

判決

賃料として請求されている金員が領事館に寄託され、七月の

67

台風によって不可避となり、数ヶ月前から要請されていたところの建物の内部的修理の完成ののち、地主にこの金員が手渡されるべしと法廷は判決する。

訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームス・J・エンズリー

女王陛下の副領事にして領事代理兼

判事

兵庫大阪英国領事館の印

(24) 亀吉対Ch・バレー (Ch. Valey)

№49民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年二月二〇日

J・J・エンズリー様の前で

亀吉

対 額面一八両三分三朱の約束手形

Ch・バレー

被告は出廷しなかったので、訴訟は欠席裁判となった。

訴訟費用は被告の負担とする。

署名 ジェームス・J・エンズリー

68

女王陛下の副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(後記) 本号の連載より英語の固有名詞はカタカナで表記するように改め、原則として初出の箇所においてのみ原語を示すこととした。また会社名の表示も、前号においては何々社としていたが本号より何々商会と表記することとした。以上読者の御了承をお願いする。なお本稿は、昭和六二年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

執筆者紹介

藤井紀雄	大阪経済法科大学	教授	(刑事訴訟法)
横越英一	同	客員教授	(政治学)
西牧駒蔵	同	助教授	(民法)
中村浩爾	同	助教授	(法哲学)
佐藤雅美	同	講師	(刑法)
形野清貴	同	講師	(政治学)
岩村等	同	講師	(近代法制史)

(執筆順)